

岡山市中小企業支援事業補助金 ＜グリーン枠＞

市内中小・小規模事業者の脱炭素化を支援するため、CO2排出量削減及び生産性向上・競争力強化等に資する機械設備等の購入等経費の一部を補助します。

補助対象者

補助対象者の主な要件は以下の（１）～（４）の全ての要件を備えている事業者

- （１）本店登記が岡山市内にある中小企業者又は小規模企業者（個人にあっては本市内に住民登録を行っていること）であって、補助対象事業を本市内で行うこと。
- （２）令和8年1月末までに補助事業を完了、かつ支払いが完了すること。
- （３）許認可等が必要な業種の場合には、それらを取得していること。
- （４）確定申告を一期以上しており、市税を滞納していないこと。

募集期間・事業の選定

- ・ 募集期間：令和7年5月7日(水)～6月30日(月) 郵便必着
- ・ 応募書類を審査し、得点上位者から予算の範囲内で選定します。

補助対象経費	補助率	補助限度額
専ら補助事業のために使用される下記の要件を満たした機械設備の購入等経費 ※設備の更新のみ対象	$\frac{1}{2}$	上限 500万円 下限 50万円

【対象設備の要件】

- ・ 更新予定の既存設備と比較してCO2排出量を20%以上削減できるもの

その他注意事項

- （１）交付決定前に契約、発注、購入等している場合は、補助金の交付が受けられません。
- （２）補助対象経費が国、県、市等の他の補助金と重複する申請はできません。
- （３）前年度、岡山市中小企業支援事業補助金を受けられた方は、本年度のお申し込みはできません。

応募書類の提出・お問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1 岡山市産業振興課 経営支援係
☎086-803-1325 ✉keieishien@city.okayama.lg.jp
ホームページ：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000036327.html>
※応募要件等、詳細はホームページの募集要項でご確認ください。

ホームページ
はこちら



対象外経費の例

- ✕ 他の業務に使用できる汎用性の高い設備等の導入経費
・ パソコン、プリンタ、デジタル複合機、カメラ、エアコン、LED照明器具など
- ✕ 設備等のリース、レンタル料
- ✕ 中古品の設備等導入に要する経費
- ✕ 自動車等車輛、重機
- ✕ 農林漁業用機械
- ✕ 太陽光発電設備
- ✕ 原材料費、消耗品類に要する経費
- ✕ 建物・構築物等の改修に係る工事費

提出書類

- (1) チェックシート
 - (2) 岡山市中小企業支援事業補助金に係る申請書（様式A-3）
 - (3) 補助事業計画書（様式B-3）
 - (4) 見積書の写し
※2社以上・1社とする場合は理由書添付
※岡山市内業者に見積依頼ができない場合は理由書添付
 - (5) 許認可を伴う業種の場合は許認可証の写し
 - (6) 直近の確定申告書（別表一（一）、法人事業概況説明書）
※個人事業主の場合は、直近の確定申告書（第一表、所得税青色申告決算書又は収支内訳書）
 - (7) 直近の決算書（表紙・貸借対照表・損益計算書）
 - (8) 経済産業省が実施する省エネ診断「ウォークスルー診断（工場・事業所）」の診断結果報告書
※「ウォークスルー診断（工場・事業所）の診断結果報告書」を募集締切日までに提出できない場合には、補助事業の実績報告時（期日：令和8年2月19日（木））にご提出ください。
なお、ウォークスルー診断（工場・事業所）の詳細は下記URLやQ & Aを確認ください。
<https://shoeneshindan.jp/>
 - (9) CO2排出量削減計算シート（様式H）
 - (10) 更新予定の既存設備及び導入予定設備のエネルギー消費量が確認できる資料（製品カタログ、仕様書、ホームページ画面を印刷したもの等）
 - (11) その他補足資料（製品カタログ等のコピーを添付すること。最大5枚まで。）
- 【提出部数】 4部（正本1部、副本3部）
※副本は審査に使用します。申請者が判別できないように社名等は黒塗り等してください。

補助金交付までの流れ（予定）

